

審査基準

平成13年6月6日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第3条第2項
処分の概要	古物市場主の許可
原権者(委任先)	石川県公安委員会
法令の定め	古物営業法第4条(許可の基準) 第5条第1項(許可の手続) 古物営業法施行規則第1条(許可の申請) 第2条(古物の区分)
審査基準	古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間	50日。
申請先	申請書は、営業所所在地(二以上の古物市場の場合いずれか一の市場)の所轄警察署の生活安全課(生活安全刑事課)に提出して下さい。
問い合わせ先	石川県警察本部生活安全企画課営業風俗係 (076)262-1161 内線3043
備考	